○法務省告示第五百四十九号

北海道網走市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年十月二十日

法務大臣　金田　勝年

北海道網走郡北見町中通一丁目三番地

宮本　佐充

北海道網走郡網走町南五条東三丁目八番地

田鎖　鶴吉

○法務省告示第五百五十号

兵庫県赤穂郡上郡町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十一月二十一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上郡町役場又は神戸地方法務局龍野支局に照会すること。

平成二十八年十月二十日

法務大臣　金田　勝年

兵庫県赤穂郡赤松村苔縄八十四番屋敷ノ一

脊尾　まき

○法務省告示第五百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

大村建設株式会社	東京都葛飾区新宿二丁目三十一番九号	型枠施工

○法務省告示第五百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社伊藤工務店	千葉県山武郡横芝光町尾垂イ三千五百十八番地の百二十六	型枠施工
有限会社秀栄	神奈川県川崎市麻生区片平二丁目十三番十六―三百十三号	建設機械施工

○法務省告示第五百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社岸部組	三重県松阪市上川町三千四百五十六番地十	とび

○外務省告示第四百四号

平成二十八年十月十日にテグシガルパで、保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

平成二十八年十月二十日

外務大臣　岸田　文雄

1　協力の目的及び内容　保健サーベイランス国立研究所建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　岡田憲治在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　マリア・ドローレス・アグエロ・ララ外務・国際協力大臣代行

○財務省・農林水産省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

一中「年二厘」を「年一厘」に、「年三厘五毛」を「年二厘五毛」に、「年一分三厘五毛」を「年一分二厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
二十五年以下	年一厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
三十五年以下	年一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・五〇パーセント」を「年一・四〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・五〇パーセント」を「年一・四〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百七十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久